

コーポレート・ガバナンス報告書

2025年1月31日

株式会社 aero lab international

代表取締役社長 鼓呂雲 健造

問合せ先： 取締役マネジメントコントロール長兼
マネジメントユニット長 松本 章吾

072-990-1232

URL

<https://aerolab.jp>

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I. コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、継続的な企業価値の向上を実現させるため、コーポレート・ガバナンスの強化は重要な課題の一つであると認識しております。そのため、コンプライアンス遵守を重視した企業経営を促進し、業務運営の効率化及びリスク管理の徹底等、内部管理体制をより一層強化してまいります。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
鼓呂雲 健造	32,500	100.00

支配株主名	鼓呂雲 健造
-------	--------

親会社名	無
------	---

3. 企業属性

上場予定市場区分	TOKYO PRO Market
決算期	3月
業種	卸売業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

支配株主との取引は想定しておりませんが、支配株主との取引が発生する場合には、一般の取引と同等の適切な条件で行うことを基本方針とし、公正で適切な取引関係の維持に努めることにより、少数株主の利益を損なうことのないよう法令・規則を遵守し、取締役会において十分審議したうえで意思決定を行うこととしております。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

該当事項はありません。

II. 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	7名以内
定款上の取締役の任期	2年
取締役会の議長	取締役社長
取締役の人数	4名
社外取締役の選任状況	選任していない

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	無
----------------------------	---

【監査役関係】

監査役会設置の有無	無
定款上の監査役の員数	3名以内
監査役の人数	1名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

三様監査ミーティングを定期的に開催し、監査役と監査法人及び内部監査ユニットと緊密な連携を行うことにより、適切な監査体制を維持しております。

具体的には、監査役及び内部監査ユニットと監査法人との連携につきましては、会計に関する事項等について監査法人の意見を聴取するとともに必要に応じて意見の調整を図り、緊密な連携関係の構築を図っております。

監査役及び監査法人と内部監査ユニットとの連携につきましては、監査計画案についての意見交換、監査上の指摘事項、改善状況及び内部統制の運用状況等について、相互に共有を図っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	1名
社外監査役のうち独立役員に指定されている 人数	一名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
青木 賢治	他の会社の出身者													

※1 会社との関係についての選択項目

- a.上場会社又はその子会社の業務執行者
- b.上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c.上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d.上場会社の親会社の監査役
- e.上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f.上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g.上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h.上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i.上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j.上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k.社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l.上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- m.その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
青木 賢治		—	青木賢治氏は、企業経営者として事業運営を通じて培われた高い見識と、当社業界に対する豊富な知見を有しております、多角的な視点からの当社経営戦略及び内部管理体制等に対する意見並びに業務執行の監督を期待して、社外監査役として招聘し選任しております。なお、当社と同氏が取締役副社長を務める大阪航空株式会社との間には格納庫賃貸借等の営業取引関係がありますが、主要な取引先にあたらず、かつ年間取引金額に金額的重要性はありません。このほかに当社と同氏との間に人的関係、資本的関係及びその他の利害関係はありません。

【独立役員関係】

独立役員の人数	一名
---------	----

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない
---------------------------	---------

ストックオプションの付与対象者	—
-----------------	---

【取締役報酬関係】

開示状況	個別報酬の開示はしていない
------	---------------

該当項目に関する補足説明

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため個別報酬の開示はしておりません。取締役及び監査役の報酬は、それぞれ役員区分ごとの総額で開示しております。

報酬額又はその算定方法の決定方針の有無	有
---------------------	---

報酬額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の取締役の個人別の報酬等の決定については、各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とし、2025年1月22日の取締役会において決定方針を決議いたしました。

(決定方針の概要)

当社取締役の個人別の報酬等は株主総会で承認された報酬限度額の範囲内で役員報酬規程に沿って取締役会において決議しており、その職務内容等に応じた報酬との明瞭性を重視する観点から、現金による固定報酬のみで構成しております。なお、取締役の報酬限度額の総額は、代表取締役については年額240,000千円（月額20,000千円）、取締役については年額24,000千円（月額2,000千円）であり、2024年6月28日の定時株主総会で決議しております。

各取締役の個人別の固定報酬については、各取締役の役割、職務内容、保有資格技能、業界水準を総合的に勘案して決定することとしております。これは、業務執行取締役自ら有資格者としてパイロットや航空整備士と言った特殊な技能職を統括する立場にあることから職務内容や保有資格技能を重視する基本的な考え方に基づきます。また、経営統括責任のある代表取締役の固定報酬は、株主利益との一致を一定程度担保できるよう売上総利益の一定割合を上限目安とし、内部留保が確保できる水準を勘案して決定することとしております。代表取締役の固定報酬にかかる指標として売上総利益を選定した理由は、当社の利益の源泉である航空機販売利益と直結しており、航空機販売のビジネス機会創出への貢献との関連性が強いためであります。

(役員報酬等の額の決定過程における取締役会の活動)

取締役会決議に一任を受けた代表取締役社長が、株主総会の決議により定めた報酬総額の範囲内で、関係役員等と協議のうえ、当該報酬の水準が各取締役の職責に応じたものであることを考慮し、報酬案を作成後に、社外監査役に意見を求めたうえで決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外監査役に対しては、電話報告のほか電子メールやweb会議システム等を利用して参考データを含む適時的情報共有に努めており、特に重要な事項については取締役会開催前に事前報告及び議案の詳細についての説明を行うことで審議や意見表明をサポートしております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

(取締役会)

当社の取締役会は4名の取締役で構成されております。取締役会は最高意思決定機関として、当社業務に精通した4名の取締役により迅速かつ合理的な意思決定を行うとともに、経営判断の妥当性及び公正性等について検討し、法令、定款及び取締役会規程で定めた事項並びに重要な業務に関する事項の決議を行うほか、取締役間で相互に職務の執行を監督しております。取締役会は毎月1回の定時取締役会として開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。

(社外監査役)

当社は、現在の組織規模を鑑み監査役1名体制での監査役設置会社を採用しております。当社は社外取締役を設置しておりませんが、当社業界及び経営に関する豊富な知見を有する青木賢治氏を社外監査役として招聘し、法令、定款及び監査役監査基準に則して経営課題に対して提言を行うとともに、適宜取締役会の意思決定の適法性について各取締役と意見を交わし経営監督の実効性を高めております。また、社外監査役は内部監査ユニットと緊密な連携を保ち、監査法人を含めた三者間での定期的な情報・意見交換も行い、効果的かつ効率的な監査の実施に努めております。当社は社外監査役を選任するための独立性に関する基準又は方針を定めておりませんが、選任にあたっては、当社業界に関連する豊富な経験、高度な専門知識及び幅広い識見を有し、外部からの客観的かつ中立的な経営監視機能を果たせる能力を有していることを前提に判断しております。なお、当社と同氏が取締役副社長を務める大阪航空株式会社との間には格納庫賃貸借等の営業取引関係がありますが、主要な取引先にあらず、かつ年間取引金額に金額的重要性はありません。このほかに当社と同氏との間に人的関係、資本的関係及びその他の利害関係はありません。

(内部監査)

当社の内部監査は、代表取締役社長直属の内部監査ユニットにより実施されます。内部監査ユニットには、現在の組織規模を鑑み専任の担当者は配置しておりませんが、代表取締役が指名する2名の兼務者で構成し、自己監査を回避するよう被監査部署に応じて監査担当者を分けることで独立性を確保し、全部署を対象に実施しております。内部監査は業務運営の効率性、合理性及び法令遵守等について監査を行い、その内容は監査結果報告及び問題点の改善指示として代表取締役社長へ報告しております。

(会計監査)

当社は監査法人やまぶきと監査契約を締結し、独立した立場から「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第110条第5項の規定に基づき監査を受けております。なお、2024年3月期において監査を執行した公認会計士は平野泰久、藤木真喜の2名であり、いずれも継続監査年数は7年以内であります。また、当該監査業務にかかる補助者は公認会計士3名その他1名であります。なお、当社と監査に従事する公認会計士及びその補助者との間には特別の利害関係はありません。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、当社グループの状況及び規模に照らして最良なコーポレート・ガバナンス体制を構築する観点から、企業統治の体制として上記の体制が最適であると考えております。

III. 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み

補足説明	
株主総会招集通知の早期発送	当社は、株主の議案検討時間を十分に確保するため、出来るだけ早期の招集通知発送に努めています。
集中日を回避した株主総会の設定	当社は、毎年6月に株主総会を開催しておりますが、より多くの株主が出席しやすいように、他社の株主総会の集中日を回避した開催日を設定できるよう努めています。
電磁的方法による議決権の行使	現状では、電磁的方法による議決権の行使の採用は予定しておりません。今後の検討事項と認識しております。

2. IRに関する活動状況

補足説明	
IR 資料をホームページ掲載	当社 Web サイト上に IR 情報ページを設け、TDnet において開示された情報や決算情報、発行人情報等を掲載していく予定です。
IR に関する部署(担当者)の設置	マネジメントコントロール長を責任者とし、マネジメントコントロールを担当部署として IR 活動を行っていく予定です。

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

補足説明	
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	株式取扱規程・インサイダー取引防止規程等の社内規程を定め、株主、従業員等の権利・義務を明確にし、ステークホルダーの利益保護に努めています。

IV. 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、会社法上の大会社に該当しないため、会社法に基づく内部統制システムの整備に関する取締役会決議を行っておりませんが、内部統制システムの構築は重要な課題と認識しており、会社法上の内部統制はもとより、金融商品取引法における内部統制の整備及び運用の充実を目指しております。現状においても、当社の企業規模に相応しい組織とそれに対応した適切で有効な内部牽制機能を確保しております。職務権限規程の遵守により業務を合理的に分担することで特定の組織並びに特定の担当者に業務や権限が集中することを回避し、内部牽制機能が適切に働くよう努めております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、反社会的勢力等排除規程を制定し、会社の基本姿勢として、会社が反社会的勢力に利益を供与することはもちろん、反社会的勢力といかなる形であっても絶対に関わらないことを基本方針としています。当社グループ役員、社員は社会正義を貫徹し、顧客、市場、社会からの信頼を勝ち得るべく、反社会的勢力の不当な介入を許すことなく、断固として排除する姿勢を示すことを周知徹底しております。社内での調査体制として、責任者をマネジメントユニット長とし、新規取引先は取引開始前に、継続取引先は毎事業年度毎に、反社会的勢力等の調査実施要領に基づき新聞記事等検索サービスを利用した調査を行っております。また、公益財団法人大阪府暴力追放運動推進センターに賛助会員として加盟し、定期的な会報等の出版物を通じて、最新の事例や反社会的勢力等との対応の行い方についての情報を収集しており社内共有を行っております。

V. その他

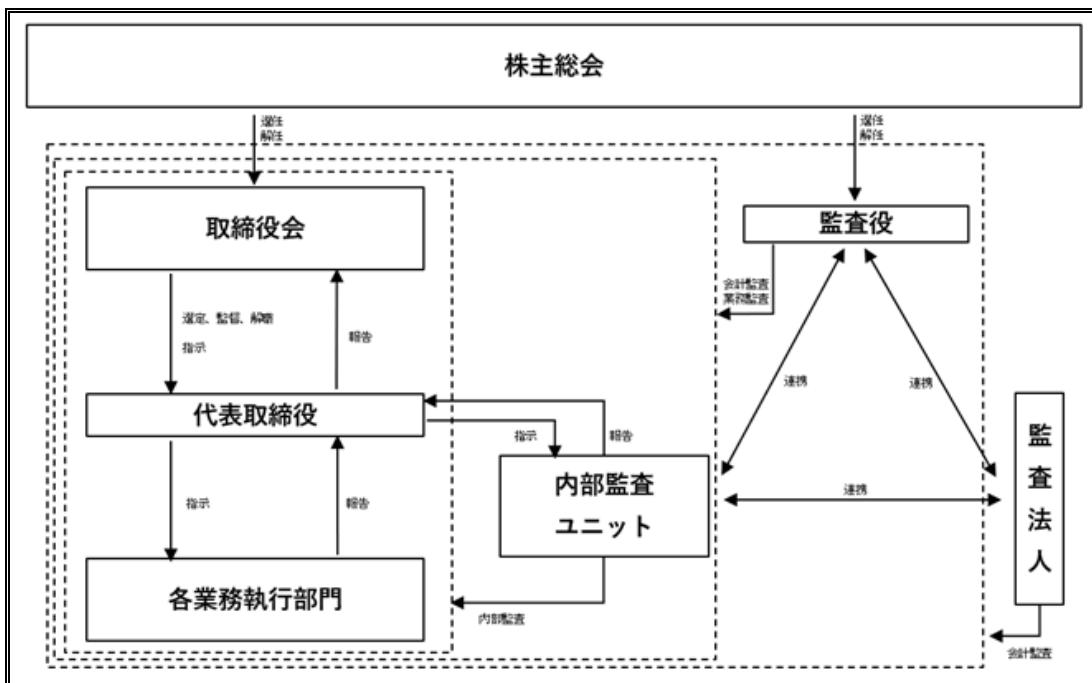
1. 買収防衛策導入の有無

買収防衛策導入	なし
---------	----

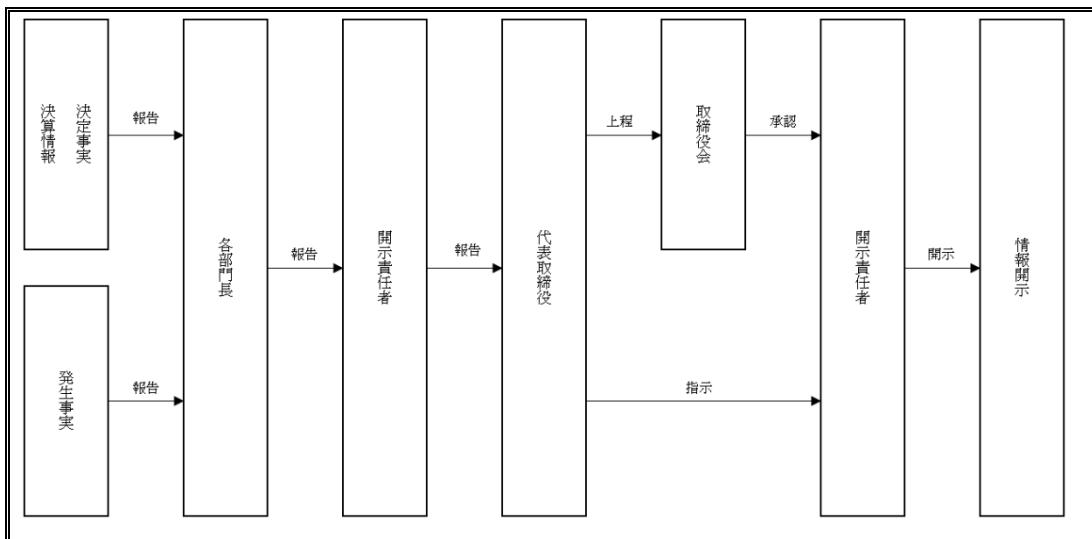
2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

模式図を参考資料として添付しております。

【コーポレート・ガバナンス体制（模式図）】



【適時開示体制（模式図）】



以上